

標準貨物自動車運送約款

（平成二十二年三月二十二日 運輸省告示第五百七十五号）
最終改正 令和七年三月十九日 国土交通省告示第九十三号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 運送業務等	
第一節 運送業務等	
一 運送の申込み及び引受け（第三条・第四条）	第六節 事故（第九十九条・第一百条）
二 運送の申込み及び引受け（第五条・第六条）	第七節 賠償（第一百零一条・第一百零二条）
三 運送の申込み及び引受け（第七条・第八条）	第八節 責任（第一百零三条・第一百零四条）
四 運送の申込み及び引受け（第九条・第十条）	第九節 運送距離（第一百五十三条・第一百五十四条）
五 運送の申込み及び引受け（第十一条・第十二条）	第十節 運送の引渡（第一百五十五条・第一百五十六条）
六 運送の申込み及び引受け（第十三条・第十四条）	
七 運送の申込み及び引受け（第十五条・第十六条）	
八 運送の申込み及び引受け（第十七条・第十八条）	
九 運送の申込み及び引受け（第十九条・第二十条）	
十 運送の申込み及び引受け（第二十一条・第二十二条）	
十一 運送の申込み及び引受け（第二十三条・第二十四条）	
十二 運送の申込み及び引受け（第二十五条・第二十六条）	
十三 運送の申込み及び引受け（第二十七条・第二十八条）	
十四 運送の申込み及び引受け（第二十九条・第三十条）	
十五 運送の申込み及び引受け（第三十一条・第三十二条）	
十六 運送の申込み及び引受け（第三十三条・第三十四条）	
十七 運送の申込み及び引受け（第三十五条・第三十六条）	
十八 運送の申込み及び引受け（第三十七条・第三十八条）	
十九 運送の申込み及び引受け（第三十九条・第四十条）	
二十 運送の申込み及び引受け（第四十一条・第四十二条）	
二十一 運送の申込み及び引受け（第四十三条・第四十四条）	
二十二 運送の申込み及び引受け（第四十五条・第四十六条）	
二十三 運送の申込み及び引受け（第四十七条・第四十八条）	
二十四 運送の申込み及び引受け（第四十九条・第五十条）	
二十五 運送の申込み及び引受け（第五十一条・第五十二条）	
二十六 運送の申込み及び引受け（第五十三条・第五十四条）	
二十七 運送の申込み及び引受け（第五十五条・第五十六条）	
二十八 運送の申込み及び引受け（第五十七条・第五十八条）	
二十九 運送の申込み及び引受け（第五十九条・第六十条）	
三十 運送の申込み及び引受け（第六十一条・第六十二条）	
三十一 運送の申込み及び引受け（第六十三条・第六十四条）	
三十二 運送の申込み及び引受け（第六十五条・第六十六条）	
三十三 運送の申込み及び引受け（第六十七条・第六十八条）	
三十四 運送の申込み及び引受け（第六十九条・第七十条）	
三十五 運送の申込み及び引受け（第七十一条・第七十二条）	
三十六 運送の申込み及び引受け（第七十三条・第七十四条）	
三十七 運送の申込み及び引受け（第七十五条・第七十六条）	
三十八 運送の申込み及び引受け（第七十七条・第七十八条）	
三十九 運送の申込み及び引受け（第七十九条・第八十条）	
四十 運送の申込み及び引受け（第八十一条・第八十二条）	
四十一 運送の申込み及び引受け（第八十三条・第八十四条）	
四十二 運送の申込み及び引受け（第八十五条・第八十六条）	
四十三 運送の申込み及び引受け（第八十七条・第八十八条）	
四十四 運送の申込み及び引受け（第八十九条・第九十条）	
四十五 運送の申込み及び引受け（第九十一条・第九十二条）	
四十六 運送の申込み及び引受け（第九十三条・第九十四条）	
四十七 運送の申込み及び引受け（第九十五条・第九十六条）	
四十八 運送の申込み及び引受け（第九十七条・第九十八条）	
四十九 運送の申込み及び引受け（第九十九条・第一百条）	
五十 運送の申込み及び引受け（第一百零一条・第一百零二条）	
五十一 運送の申込み及び引受け（第一百零三条・第一百零四条）	
五十二 運送の申込み及び引受け（第一百零五条・第一百零六条）	
五十三 運送の申込み及び引受け（第一百零七条・第一百零八条）	
五十四 運送の申込み及び引受け（第一百零九条・第一百一十条）	
五十五 運送の申込み及び引受け（第一百一十一条・第一百一十二条）	
五十六 運送の申込み及び引受け（第一百一十三条・第一百一十四条）	
五十七 運送の申込み及び引受け（第一百一十五条・第一百一十六条）	
五十八 運送の申込み及び引受け（第一百一十七条・第一百一十八条）	
五十九 運送の申込み及び引受け（第一百一十九条・第一百二十条）	
六十 運送の申込み及び引受け（第一百二十一条・第一百二十二条）	
六十一 運送の申込み及び引受け（第一百二十三条・第一百二十四条）	
六十二 運送の申込み及び引受け（第一百二十五条・第一百二十六条）	
六十三 運送の申込み及び引受け（第一百二十七条・第一百二十八条）	
六十四 運送の申込み及び引受け（第一百二十九条・第一百三十条）	
六十五 運送の申込み及び引受け（第一百三十一条・第一百三十二条）	
六十六 運送の申込み及び引受け（第一百三十三条・第一百三十四条）	
六十七 運送の申込み及び引受け（第一百三十五条・第一百三十六条）	
六十八 運送の申込み及び引受け（第一百三十七条・第一百三十八条）	
六十九 運送の申込み及び引受け（第一百三十九条・第一百四十条）	
七十 運送の申込み及び引受け（第一百四十一条・第一百四十二条）	
七十一 運送の申込み及び引受け（第一百四十三条・第一百四十四条）	
七十二 運送の申込み及び引受け（第一百四十五条・第一百四十六条）	
七十三 運送の申込み及び引受け（第一百四十七条・第一百四十八条）	
七十四 運送の申込み及び引受け（第一百四十九条・第一百五十条）	
七十五 運送の申込み及び引受け（第一百五十一条・第一百五十二条）	
七十六 運送の申込み及び引受け（第一百五十三条・第一百五十四条）	
七十七 運送の申込み及び引受け（第一百五十五条・第一百五十六条）	
七十八 運送の申込み及び引受け（第一百五十七条・第一百五十八条）	
七十九 運送の申込み及び引受け（第一百五十九条・第一百六十条）	
八十 運送の申込み及び引受け（第一百六十一条・第一百六十二条）	
八十一 運送の申込み及び引受け（第一百六十三条・第一百六十四条）	
八十二 運送の申込み及び引受け（第一百六十五条・第一百六十六条）	
八十三 運送の申込み及び引受け（第一百六十七条・第一百六十八条）	
八十四 運送の申込み及び引受け（第一百六十九条・第一百七十条）	
八十五 運送の申込み及び引受け（第一百七十一条・第一百七十二条）	
八十六 運送の申込み及び引受け（第一百七十三条・第一百七十四条）	
八十七 運送の申込み及び引受け（第一百七十五条・第一百七十六条）	
八十八 運送の申込み及び引受け（第一百七十七条・第一百七十八条）	
八十九 運送の申込み及び引受け（第一百七十九条・第一百八十条）	
九十 運送の申込み及び引受け（第一百八十一条・第一百八十二条）	
九十一 運送の申込み及び引受け（第一百八十三条・第一百八十四条）	
九十二 運送の申込み及び引受け（第一百八十五条・第一百八十六条）	
九十三 運送の申込み及び引受け（第一百八十七条・第一百八十八条）	
九十四 運送の申込み及び引受け（第一百八十九条・第一百九十条）	
九十五 運送の申込み及び引受け（第一百九十一条・第一百九十二条）	
九十六 運送の申込み及び引受け（第一百九十三条・第一百九十四条）	
九十七 運送の申込み及び引受け（第一百九十五条・第一百九十六条）	
九十八 運送の申込み及び引受け（第一百九十七条・第一百九十八条）	
九十九 運送の申込み及び引受け（第一百九十九条・第二百条）	
一百 運送の申込み及び引受け（第二百一条・第二百二条）	

第一章 総則

第一条

（事業の種類）

第二条

（運送の申込み及び引受け）

第三条

（運送の申込み及び引受け）

第四条

（運送の申込み及び引受け）

第五条

（運送の申込み及び引受け）

第六条

（運送の申込み及び引受け）

第七条

（運送の申込み及び引受け）

第八条

（運送の申込み及び引受け）

第九条

（運送の申込み及び引受け）

第十条

（運送の申込み及び引受け）

第十一条

（運送の申込み及び引受け）

第十二条

（運送の申込み及び引受け）

第十三条

（運送の申込み及び引受け）

第十四条

（運送の申込み及び引受け）

第十五条

（運送の申込み及び引受け）

第十六条

（運送の申込み及び引受け）

第十七条

（運送の申込み及び引受け）

第十八条

（運送の申込み及び引受け）

第十九条

（運送の申込み及び引受け）

第二十条

（運送の申込み及び引受け）

第二十一条

（運送の申込み及び引受け）

第二十二条

（運送の申込み及び引受け）

第二十三条

（運送の申込み及び引受け）

第二十四条

（運送の申込み及び引受け）

第二十五条

（運送の申込み及び引受け）

第二十六条

（運送の申込み及び引受け）

第二十七条

（運送の申込み及び引受け）

第二十八条

（運送の申込み及び引受け）

第二十九条

（運送の申込み及び引受け）

第三十条

（運送の申込み及び引受け）

第三十一条

（運送の申込み及び引受け）

第三十二条

（運送の申込み及び引受け）

第三十三条

（運送の申込み及び引受け）

第三十四条

（運送の申込み及び引受け）

第三十五条

（運送の申込み及び引受け）

第三十六条

（運送の申込み及び引受け）

第三十七条

（運送の申込み及び引受け）

第三十八条

（運送の申込み及び引受け）

第三十九条

（運送の申込み及び引受け）

第四十条

（運送の申込み及び引受け）

第四十一条

（運送の申込み及び引受け）

三 容器及び荷造りを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
2 前項第三号の「キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
（運送の扱種別等不明な場合）
第十二条 当店は、荷受人（第七十一条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に必要事項を明示しなかった場合は、荷受人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。
（荷造り）
第十三条 荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。
2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷受人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。
（外装表示）
第十四条 荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店は、必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
一 荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
四 その他運送の取扱いに必要な事項
第十五条 荷受人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。
（動物等の運送）
第十六条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷受人又は荷受人に對して次に掲げることを請求することがあります。
一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること
二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること
（危険品についての特則）
第十七条 荷受人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。
（連絡運送）
第十八条 当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。
（利用運送及び利用運送手数料）
第十九条 当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷受人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受けます。
3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を受けます。
4 第一項の通知を行わなかった運送については、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。
（積付け）
第二十条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。
（受取及び引渡しの場所）
第二十一条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
（管理権等に対する引渡し）
第二十二条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
（留置権の行使）
第二十三条 当店は、貨物に引渡を受けるべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
2 商人である荷受人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷受人との運送契約によって当店が占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
（指図の催告）
第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、運送人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、運送人、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに、荷受人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
（引渡不能の貨物の寄託）
第二十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、運送人、荷受人又は荷受人に對して通知します。
3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって、貨物の引渡しに代えることがあります。
4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。
（引渡不能の貨物の供託）
第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、運送人、荷受人又は荷受人に對して通知します。
（引渡不能の貨物の競売）
第二十七条 当店は、第二十二条の規定により荷受人に對して指図すべきことを求めた場合において、荷受人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二条の催告をしないで競売することがあります。
3 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、運送人、荷受人又は荷受人に對して通知します。
4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代金の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充て、不足があるときは、荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。
（引渡不能の貨物の任意売却）
第二十八条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、第二十二条の手続をとるといえないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
2 前項の規定による売却には、前条第二項及び第四項の規定を準用します。
（貨物の処分権）
第二十九条 荷受人は、当店に對し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
2 前項に規定する荷受人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。
第二十八條 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に依らないことがあります。
2 前項の規定により、指図に依らないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事故

（事故の際の措置）

第二十九條 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき。
2 当初の運送経路又は運送方法によることがなくなったとき。
3 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
2 当店は、前項各号の場合において、指図を待つとき又は当店の定められた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の数量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）

第三十條 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしない爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破壊その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。
2 前項前段の処分を要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第三十一條 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から、一月以内に限り、事故証明書を発行します。
2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第七節 運賃、料金等

（運賃、料金等）

第三十二條 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に依り別に定めるところにより、燃料サーチャージを受けます。
3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。
4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示することにより、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃、料金の収受方法）

第三十三條 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を受けます。
2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その不足を払い戻し、又は追徴します。
3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を受け渡すときまでに、運賃、料金等を荷送人から収受することを認めることがあります。

（待機時間料）

第三十四條 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十一條の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二條第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。
（運賃料）
第三十五條 当店は、貨物を受け渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を受け渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（運賃請求権）

第三十六條 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（事故等と運賃、料金等）

第三十七條 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に付した運送の割合に応じて、運賃、料金等を受けます。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。
（中止手数料）
第三十八條 当店は、運送の中止の指図に依る場合には、荷送人が責任を負わない事由によることを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

（運送引受書の記載）

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
1 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二パーセント以内
2 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三パーセント以内
3 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五パーセント以内

第八節 責任

（責任の始期）

第三十九條 当店は、貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
（責任と準証）
第四十條 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

（コンテナ貨物の責任）

第四十一條 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
1 荷送人が貨物を詰めたものであること。
2 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第四十二條 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。
（荷送人の申告等の責任）
第四十三條 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（運送申込書等の記載の不完全等の責任）

第四十四條 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五條 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四 不可抗力による火災
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の禁止、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別規定）
第四十六條 高価品については、荷送人が中込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載）

2 一 運送引受書の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知つていざるとき。
二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
（責任の特別消滅事由）
第四十七條 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を求めたときは、この限りではありません。

（損害賠償の額）

第四十八條 貨物が全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しをされるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。
2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しをされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

（賠償の制限）

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
第四十九條 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（除斥期間）

第五十條 当店の責任は、貨物の引渡しをされた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しをされたべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することがあります。
3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（利用運送の際の責任）

第五十一條 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。
（賠償に基づく権利取得）
第五十二條 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の権利を取得します。

第九節 連絡運送

（通し送り状等）

第五十三條 連絡運送に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運送の場合」という。）において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。
（運賃、料金の収受）
第五十四條 当店は、連絡運送の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を受けます。
2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を受け渡すときまでに、荷受人から収受することを認めることがあります。

（中間運送人の権利）

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三條第二項の規定を準用します。
（中間運送人の権利）
第五十五條 連絡運送の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わつて、その権利を行使します。
（責任の原則）
第五十六條 当店は、連絡運送の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
（運送約款等の適用）
第五十七條 連絡運送の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に關する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（引渡期間）

第五十八條 連絡運送の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に關する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。
（損害賠償事務の処理）
第五十九條 連絡運送の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。
（損害賠償請求権の留保）
第六十條 連絡運送の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 積込み又は取卸し等

（積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料）
第六十一條 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
（附帯業務及び附帯業務料）
第六十二條 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼付、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

（品代金の取立て）

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、第二章の規定を準用します。
第六十三條 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに依ります。
2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（付保）

第六十四條 運送の中込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
2 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準貨物自動車運送約款の適用については、なお従前の例による。